「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の手引き

２０２６年（令和８年）４月

釧路市　住宅都市部　都市計画課

目　　次

１　概　要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　条例の対象となる地区及び地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　建築物の用途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２

４　建築物を新築する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

５　建築物を新築する場合の附置台数の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７

６　駐車施設を附置する場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８

７　建築物を新築する場合の駐車施設の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

８　建築物を増築する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

９　建築物を用途変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

１０ 建築物を増築及び用途変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

１１ 附置の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３

１２ 承認された駐車施設を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４

１３ 駐車施設の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２５

１４ 立入検査・措置命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２５

１５ 条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６

１６ 様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３０

１　概　要

釧路市では、道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、附置義務制度を導入しています。

附置義務制度とは、「駐車場法」（以下、「法」という。）の第２０条に規定されており、駐車場整備地区等において、建築される一定規模以上の建築物に対して、自動車の駐車施設の附置を義務付ける制度です。

「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の手引き」（以下、「手引き」という。）は、附置の対象となる建築物の規模、附置すべき駐車施設の規模（台数）等について、市民の皆さんにわかりやすく解説することを目的として作成しています。

■　建築物を新築する場合　⇒　「手引き」の１３ページをご覧ください。

■　建築物を増築する場合　⇒　「手引き」の２２ページをご覧ください。

■　建築物を用途変更する場合　⇒　「手引き」の２２ページをご覧ください。

■　建築物を増築及び用途変更する場合　⇒　「手引き」の２２ページをご覧ください。

■　承認された駐車施設を廃止する場合　⇒　「手引き」の２４ページをご覧ください。

２　条例の対象となる地区及び地域（条例第３条関連）

駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域が条例の対象となります。

町名	丁目	番	地区	町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	地区
あ行				北大通	２丁目		C	栄町	４丁目		C
愛国東	４丁目	２番	C		３丁目		C		５丁目		C
愛国西	１丁目	１番	C		４丁目		C		６丁目		C
旭町	全区域		C		５丁目		C		７丁目		C
浦見	１丁目	１番	E		６丁目		C		８丁目		C
大川町		１番	E		７丁目		C		９丁目		C
		２番	E		８丁目		C		１０丁目		C
		３番	E		９丁目		C		１１丁目		C
		４番	E		１０丁目		C		１２丁目		C
		５番	E		１１丁目		C	桜ケ岡	１丁目	１番	F
		６番	E		１２丁目		C			２番	F
		７番	E		１３丁目		C			５番	F
大町	１丁目	１番	E		１４丁目		C			９番	F
大楽毛	４丁目	１番	A	共栄大通	全区域		C			１０番	F
		２番	A	黒金町	全区域		C			１１番	F
		３番	A	寿	１丁目	１番	C			１２番	F
		４番	A			２番	C		２丁目	６番	F
		５番	A			３番	C			７番	F
	５丁目	１番	A			５番	C			１３番	F
		２番	A			７番	C			１４番	F
		４番	A			８番	C			２６番	F
		５番	A		２丁目	１番	C		４丁目	１番	F
		６番	A			５番	C			２番	F
		７番	A			６番	C			４番	F
		８番	A		３丁目	１番	C			６番	F
大楽毛南	４丁目	９番	A		４丁目	１番	C	白金町	全区域		C
	５丁目	１３番	A	さ行				城山	１丁目	１番	E
か行				幸町	３丁目		C			４番	E
川上町	２丁目		C		４丁目		C			５番	E
	３丁目		C		５丁目		C			６番	E
	４丁目		C		６丁目		C			９番	E
	５丁目		C		７丁目		C	新釧路町		１番	C
	６丁目		C		８丁目		C			２番	C
	７丁目		C		９丁目		C	新栄町		１番	C
	８丁目		C		１０丁目		C			２番	C
	９丁目		C		１１丁目		C			３番	C
	１０丁目		C		１２丁目		C			４番	C
	１１丁目		C		１３丁目		C			５番	C
川北町		１番	C		１４丁目		C			１２番	C
		２番	C	栄町	１丁目		C			１３番	C
		４番	C		２丁目		C			１４番	C
北大通	１丁目		C		３丁目		C			１５番	C

表―１　条例の対象となる地区及び地域

（※黒文字は一部該当、赤文字は全地域該当）

町名	丁目	番	地区
新栄町		１６番	C
		１７番	C
		１８番	C
		１９番	C
		２０番	C
		２１番	C
		２２番	C
新川町		４番	C
		５番	C
		１２番	C
		１３番	C
		１４番	C
		１５番	C
新富町		１番	C
		２番	C
		３番	C
		４番	C
		６番	C
		７番	C
		８番	C
		９番	C
		１２番	C
		１３番	C
新橋大通	全区域		C
末広町	１丁目		C
	２丁目		C
	３丁目		C
	４丁目		C
	５丁目		C
	６丁目		C
	７丁目		C
	８丁目		C
	９丁目		C
	１０丁目		C
	１１丁目		C
	１２丁目		C
	１３丁目		C
	１４丁目		C
住之江町		１番	C
		６番	C
住吉	２丁目	４番	E
		５番	E
		６番	E
た行			
鳥取大通	１丁目	１番	B
		２番	B

町名	丁目	番	地区
鳥取大通	１丁目	３番	B
		７番	B
		８番	B
		９番	B
	２丁目	１番	B
		２番	B
		６番	B
		７番	B
	３丁目	４番	B
		５番	B
		１１番	B
		１２番	B
		１３番	B
		１４番	B
		２０番	B
		２１番	B
	４丁目	２番	B
		３番	B
		５番	B
		６番	B
		１１番	B
		１２番	B
		１５番	B
		１６番	B
	５丁目	３番	B
		４番	B
		７番	B
			B
		８番	B
		１５番	B
		１６番	B
	６丁目	３番	B
		４番	B
		５番	B
		７番	B
		８番	B
	７丁目	２番	B
		３番	B
	７丁目	６番	B
		７番	B
	８丁目	２番	B
		３番	B
		５番	B
		６番	B
		７番	B
	９丁目	２番	B

町名	丁目	番	地区
鳥取大通	９丁目	３番	B
		４番	B
		７番	B
		８番	B
		９番	B
な行			
中島町		１番	C
		７番	C
中島町		８番	C
		９番	C
中園町		７番	C
		８番	C
		９番	C
		１０番	C
		１１番	C
		１２番	C
		２３番	C
		２４番	C
浪花町	４丁目		C
	５丁目		C
	６丁目		C
	７丁目		C
	８丁目		C
	９丁目		C
	１０丁目		C
	１１丁目		C
	１２丁目		C
	１３丁目		C
錦町	全区域		C
幣舞町	全区域		E
は行			
花園町		１番	C
		７番	C
		８番	C
春採	１丁目	１３番	F
		１４番	F
		１５番	F
	２丁目	２９番	F
		３３番	F
		３４番	F
		３５番	F
	３丁目	１番	F
		３番	F
		４番	F
		６番	F
		９番	F

表―２　条例の対象となる地区及び地域

（※黒文字は一部該当、赤文字は全地域該当）

町名	丁目	番	地区
春採	４丁目	１番	F
		２番	F
		３番	F
		４番	F
		５番	F
		６番	F
		９番	F
		１０番	F
		１１番	F
	５丁目	１番	F
		９番	F
		１０番	F
春採	５丁目	１１番	F
		１２番	F
		１３番	F
	６丁目	１番	F
		２番	F
		７番	F
		８番	F
		１０番	F
	７丁目	２６番	F
		２７番	F
双葉町		１番	C
		５番	C
		８番	C
		９番	C
		１０番	C
		１１番	C
		１２番	C
		１７番	C
富士見町	１丁目	１番	E
		３番	E
		４番	E
		５番	E
ま行			
松浦町		４番	
		１０番	
		１１番	
		１２番	
		１８番	
南大通	１丁目		E
	２丁目		E
	３丁目		E
	４丁目		E
	５丁目		E
	６丁目		E

町名	丁目	番	地区
南大通	７丁目		E
	８丁目	１番	E
美原	４丁目	１番	D
武佐	１丁目	１番	F
		２番	F
		３番	F
		５番	F
や行			
柳町		１番	C
		２番	C
		３番	C
		８番	C
		９番	C
		１０番	C
		１１番	C
		１２番	C
		１３番	C
わ行			
若草町		１８番	C
		１９番	C
若竹町		８番	C
		１９番	C
若松町		１番	C
		２番	C
		３番	C
		４番	C
		５番	C
		６番	C
		７番	C
		８番	C
		１２番	C
		１３番	C
		１７番	C
		１８番	C
		１９番	C
		２０番	C

表―３　条例の対象となる地区及び地域

（※黒文字は一部該当、赤文字は全地域該当）

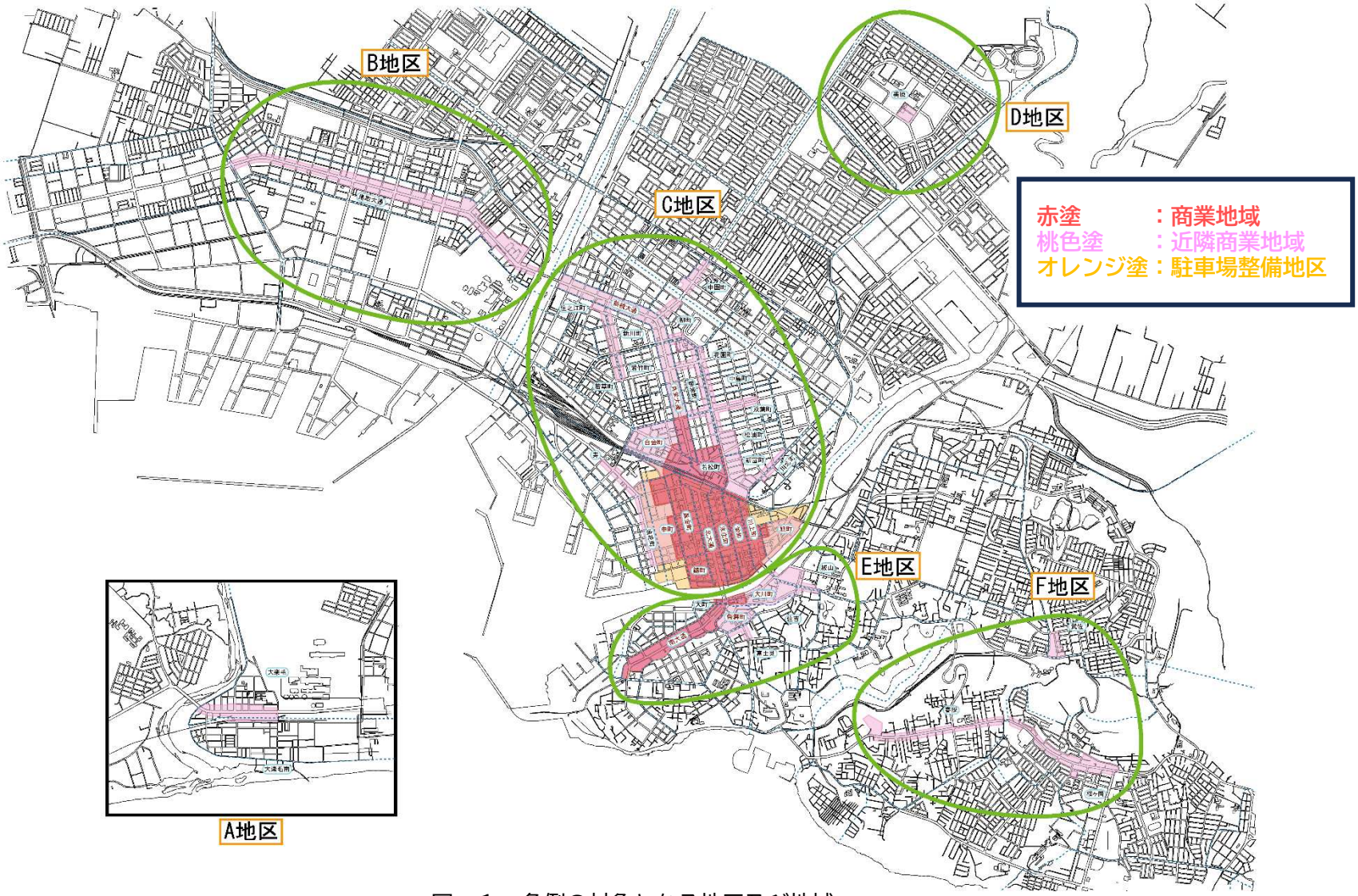

図―1　条例の対象となる地区及び地域

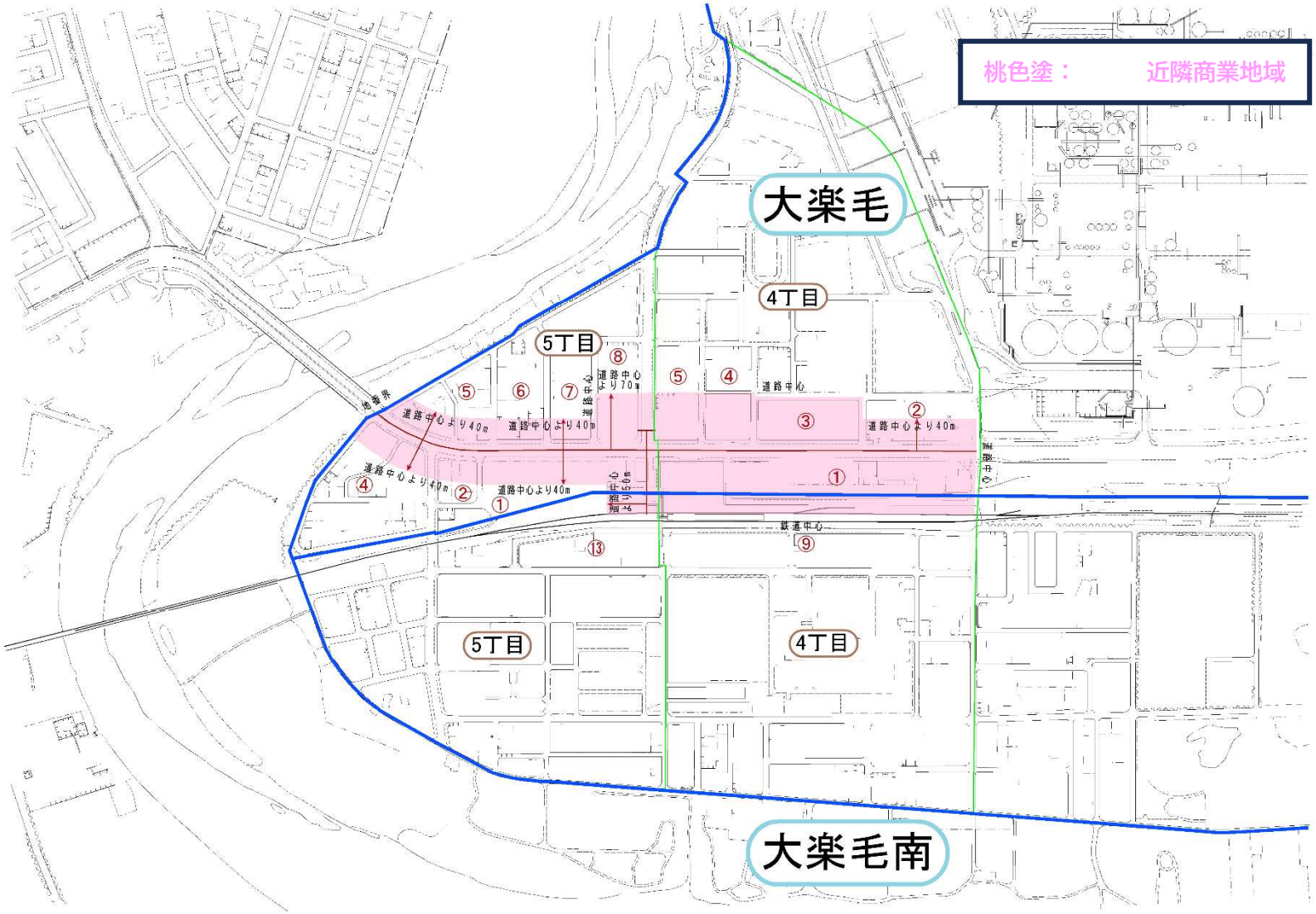

図―２　条例の対象となる地区及び地域（Ａ地区）

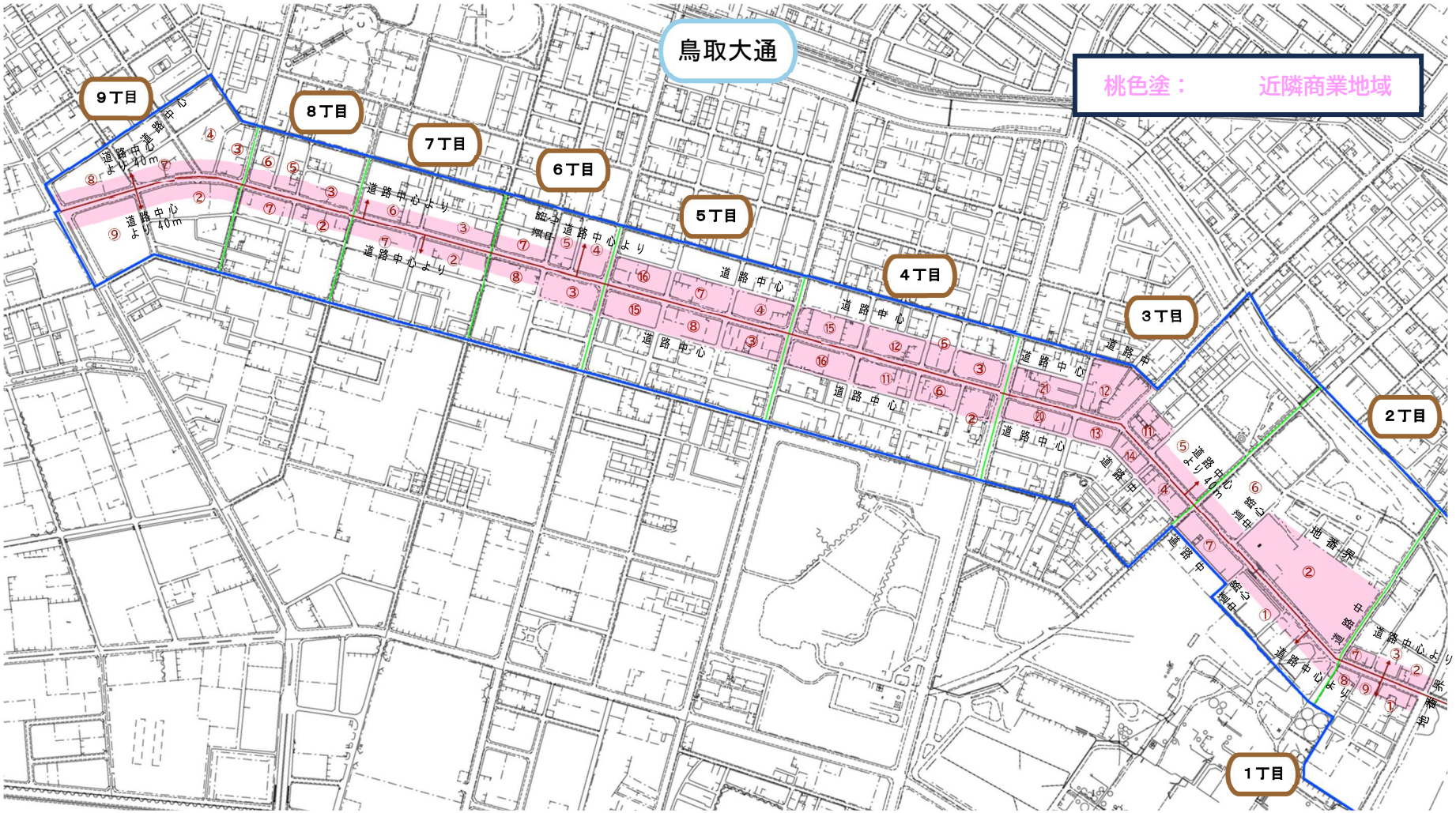

図―３　条例の対象となる地区及び地域（Ｂ地区）

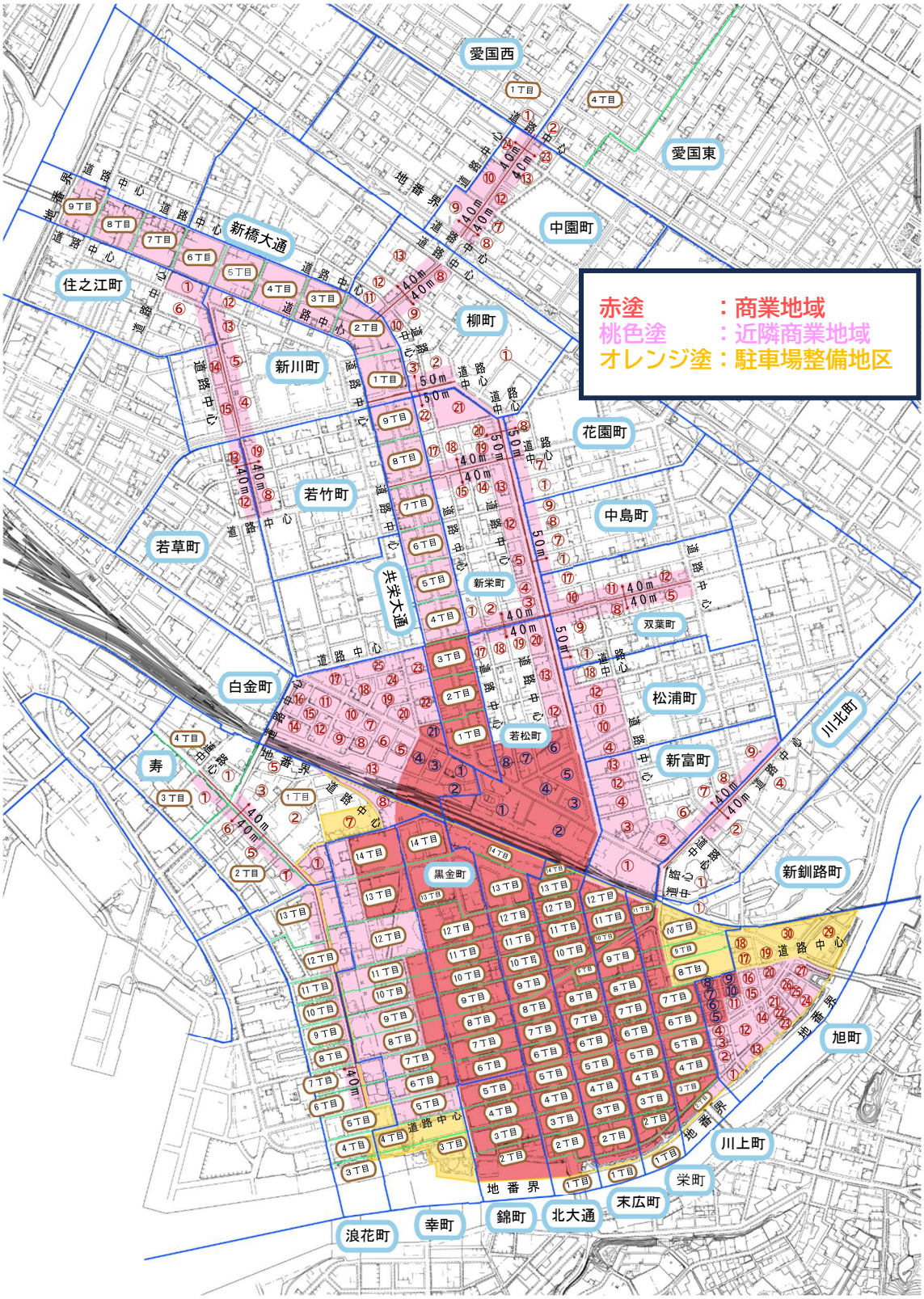

図―４　条例の対象となる地区及び地域（Ｃ地区）

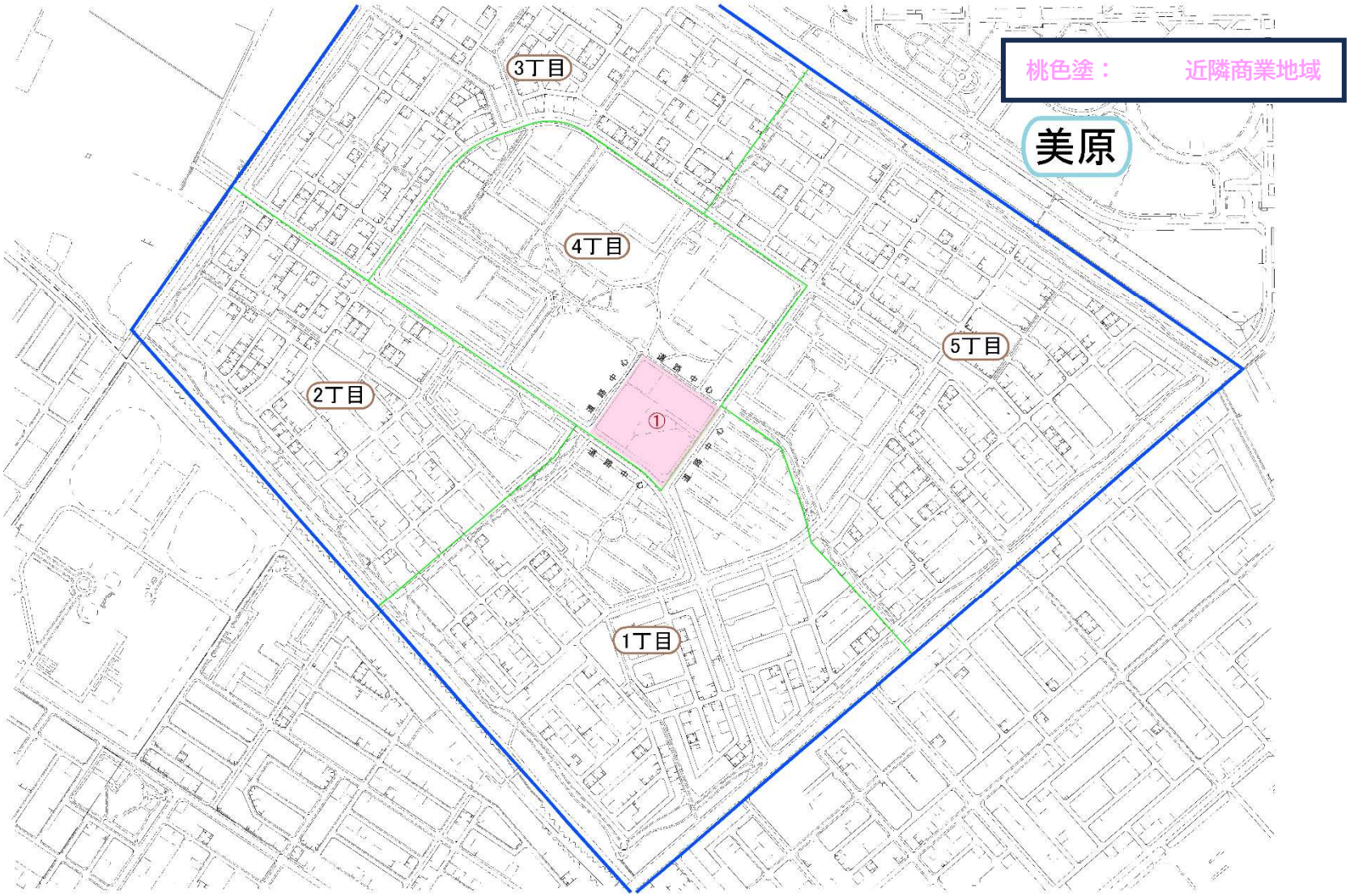

図―５　条例の対象となる地区及び地域（Ｄ地区）

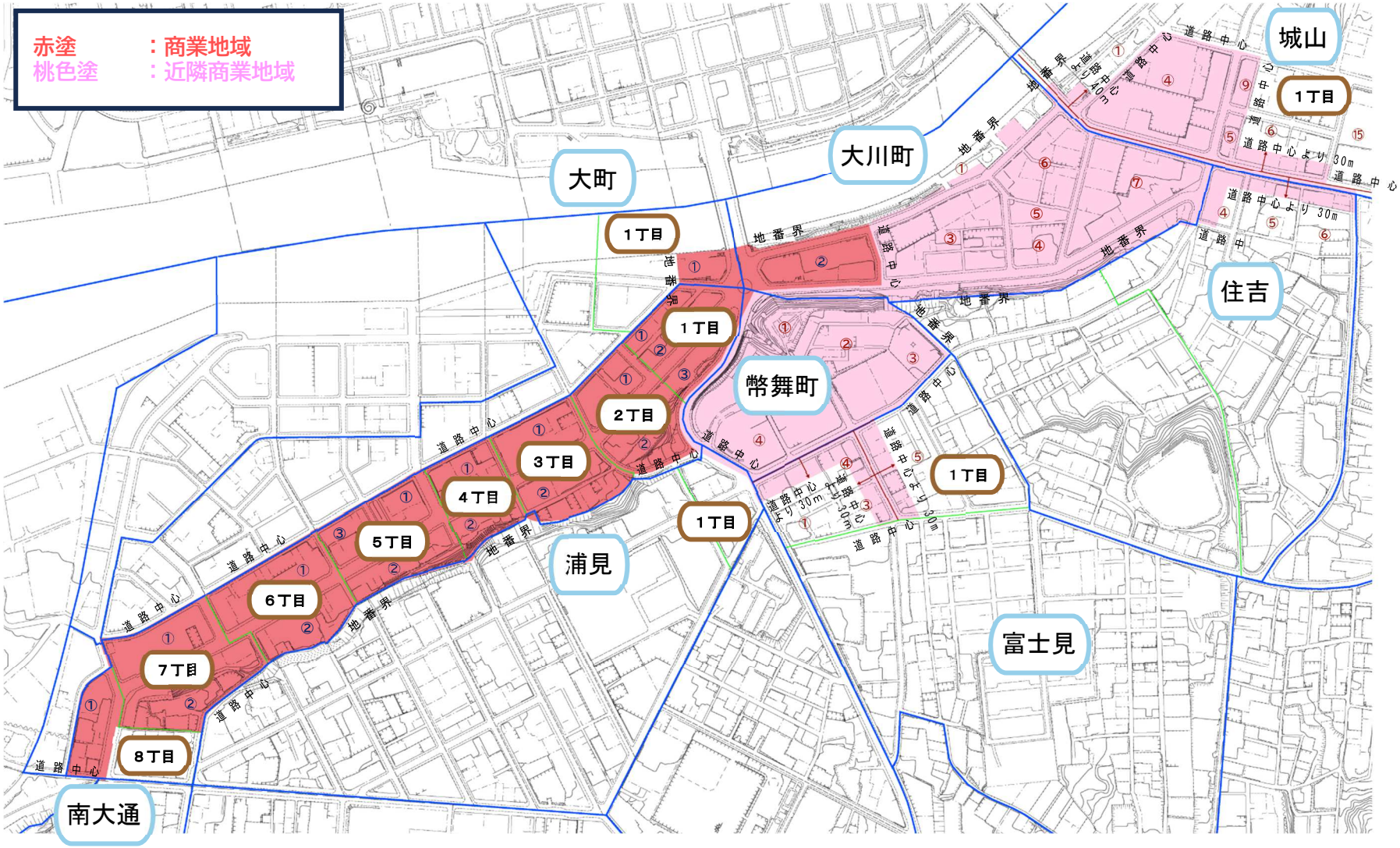

図―6　条例の対象となる地区及び地域（Ｅ地区）

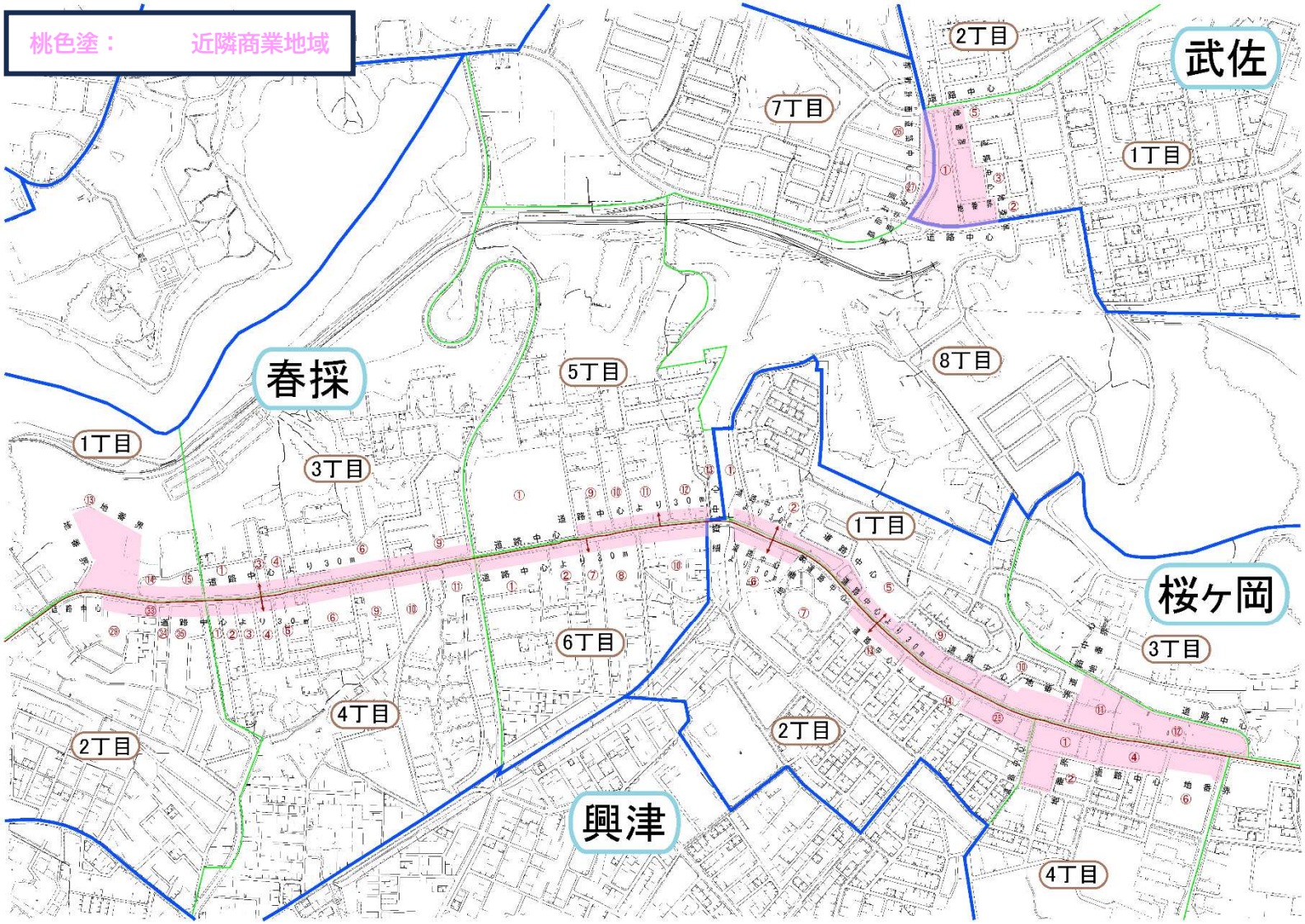

図―７　条例の対象となる地区及び地域（Ｆ地区）

３　建築物の用途（条例第３条関連）

（１）特定用途

劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの。（法第２０条第１項）

劇場	総合芸術の作品、もしくは特定の人物（達）による一連の行動からなる事象を、群衆が見物する場所を指す。
映画館	映画（上映される動画作品の事）を上映する事を主目的とした施設。
演芸場	都市において落語・浪曲・講談・漫才・手品などの技芸を観客に見せるため席亭（興行主）が経営する常設の興行小屋である。
観覧場	スポーツを見せ物にする建築物。
放送用スタジオ	映画の撮影、テレビ・ラジオの放送などのために特別な設備を有し、撮影・放送を行う室又は一群の室。
公会堂	公共団体が公衆の教養の向上と福祉などのために設けた施設。
集会場	不特定多数の人の集会の用に供する室（固定客の有無を問わない）で、客席部の床面積が200㎡を超えるものを有する建築物。
展示場	目的をもって資料・商品などを展示陳列する所。
結婚式場	結婚の儀式を執り行う場所。
斎場	儀式が行われる場所、転じて葬儀が行われる場所や火葬場のことも意味する。
旅館	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料をうけて、人を宿泊させるもの。
ホテル	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料をうけて、人を宿泊させるもの。
料理店	主として和風施設の客席を設け、客を接待して客に飲食させるもの。
飲食店	かっぽう、料理店、レストラン、その他一般食堂。
待合	何かを待つ間に雨雪、風や寒さ、日差し、排気ガスなどをしのぐために設けられた、一般的な建物。
工場	通例職工を使用し製造若しくは加工、仕上げ、仕分け、包装、荷造りなどの作業をある期間継続してすることを目的とする一定の場所をいう。
キャバレー	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させるもの。
カフェー	主として洋風設備の客室を設け、客の接待をして遊興又は飲食させるもの。
ナイトクラブ	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させるもの。
バー	設備を設けて客に飲食させるもので客席の照度が10ルクス以下のもの。
舞踏場	設備を設けて客にダンスをさせる建物。
遊技場	客の射幸心（まぐれ当たりによる利益を願う気持ち）をそそる種々の遊技施設を一つの建物の中に備えている建物。
倉庫	原料、材料、製品を一時的あるいは長期間保管、貯蔵するための室又は建物。
ボーリング場	プレイヤーに対して頂点を向けて正三角形に並べられた、10本のピンと呼ばれる棒をめがけてボールを転がし、ピンを倒すスポーツ施設。
体育館	屋内で体育・スポーツを行うための施設のことである。
百貨店その他店舗	大規模小売店舗立地法第２条（基準面積が1,000㎡を超すもの）に規定する大規模小売店舗（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）。元々大きな面積の店舗を持ち、多種類の商品を取り扱う店のことである。
事務所	事務をとることを目的とする施設をいう。名称にかかわらず事実上事務を行っていると同視される施設も該当する。
病院	医師又は歯科医師が、公衆は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの及び介護老人保健施設のうち入所定員20名以上のもの。
卸売市場	生鮮食料品などの卸売取引のための市場。

※駐車場法施行令第１８条第１項により上記の２９の用途と共同住宅が規定されていますが、釧路市では共同住宅を非特定用途として見なしています。

（２）非特定用途

特定用途以外の用途

（３）混合用途

特定用途と非特定用途を有する用途

4　建築物を新築する場合（条例第３条関連）

下記のフロー図により、当該建築物が条例の適用を受けるかを確認してください。

●建築物を新築する場合

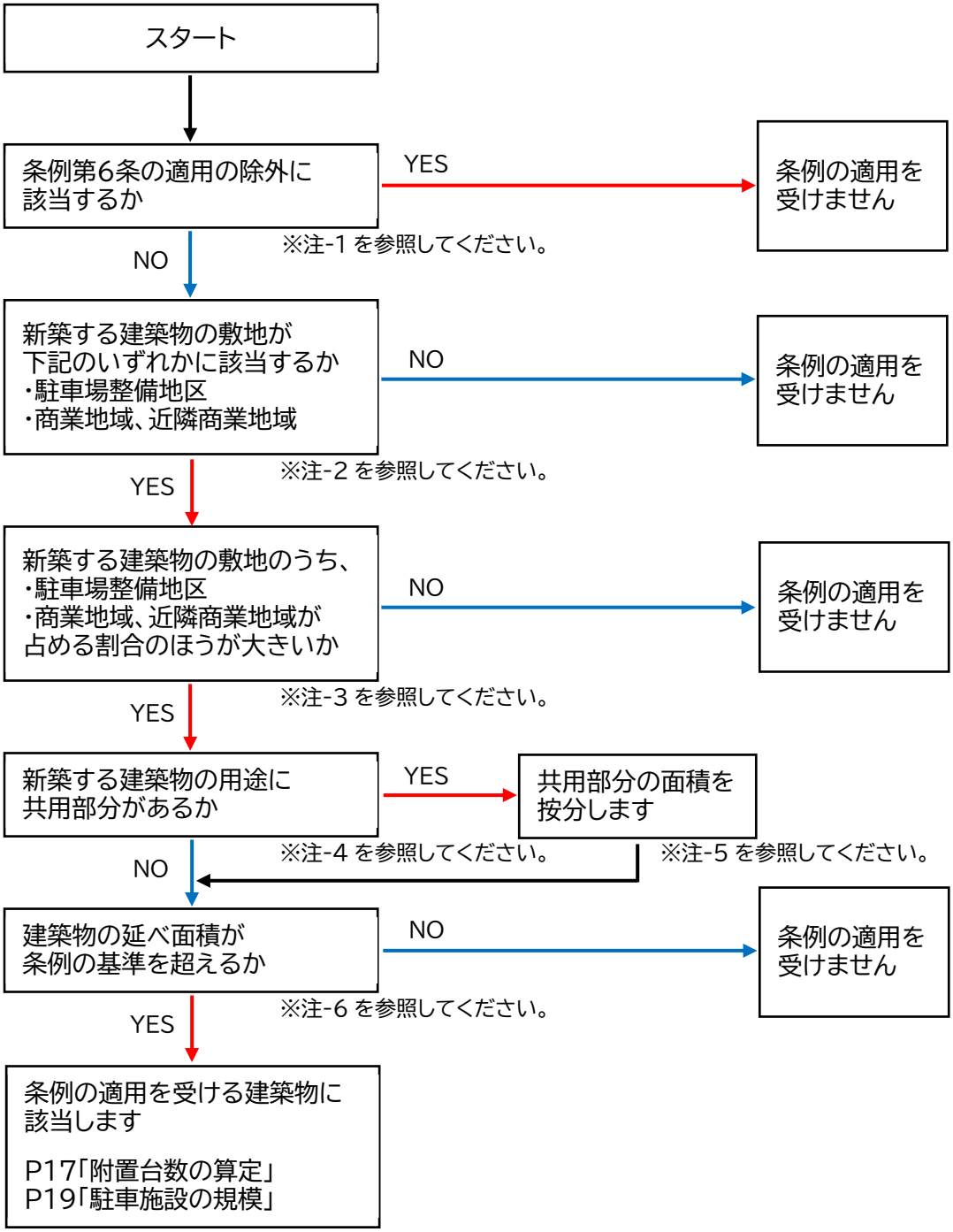

注―１（条例第６条関連）

・　条例第６条に、適用が除外される建築物を規定しています。

（適用の除外）

第６条　次の各号のいずれかに該当する建築物については、第３条及び第４条の規定は適用しない。

（１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条に規定する仮設建築物

（２）この条例施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区若しくはふくそう地区に指定された日から起算して６か月以内に工事に着手する建築物

（３）駐車場整備地区内、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定部分が公共の用に供されることになる混合建築物の新築、増築又は用途変更で市長が交通の安全上特に支障がないと認めたもの

（４）義務教育施設の用途に供する建築物

注―２（条例第２条関連）

・　駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域のそれぞれのエリアについては、「手引き」のＰ２～１１をご覧ください。

注―３（条例第７条関連）

（例―１）

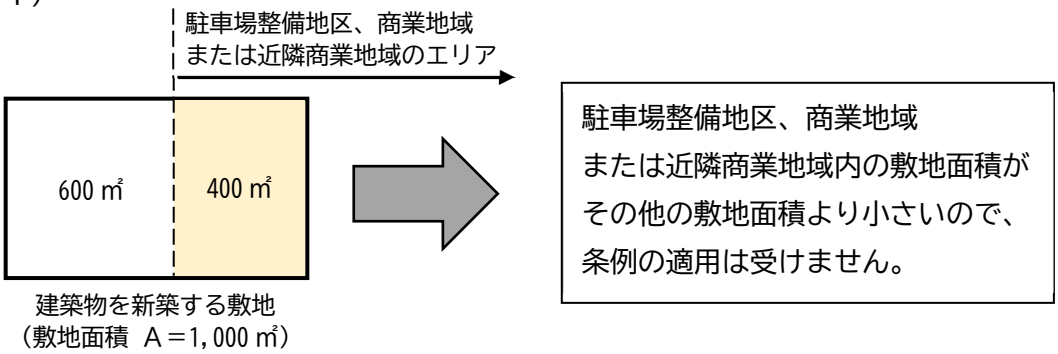

（例―２）

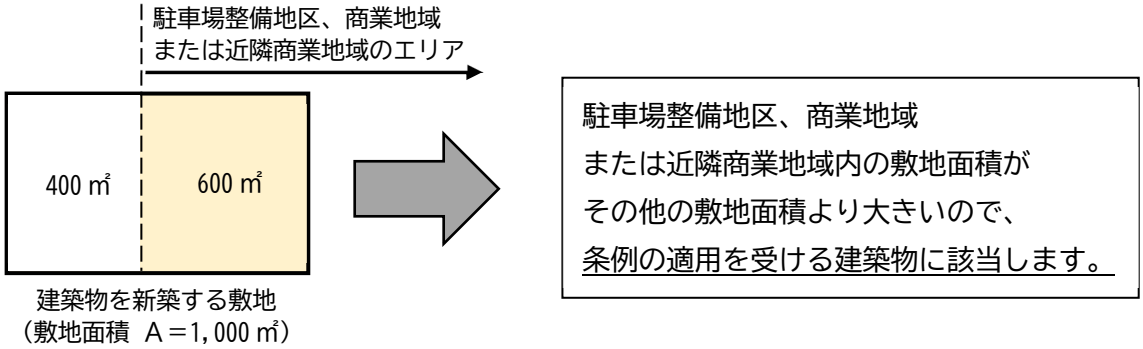

注―４ （第３条関連）

・ 建築物の用途と共用部分について

「特 定 用 途」　劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、政令で定めるもの（駐車場法第２０条第１項）
※詳細については「手引き」のＰ１２をご覧ください。

「非特定用途」　特定用途以外の用途

「混 合 用 途」　特定用途と非特定用途を有する用途

「共 用 部 分」　混合用途において、特定用途と非特定用途の両方の用途に利用する機械室、玄関、階段、ホール、トイレなどの部分

注―５

（例―３）

・共用部分の按分

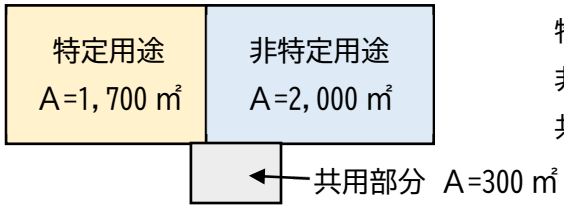

特定用途の延べ面積　：１，７００㎡
非特定用途の延べ面積：２，０００㎡
共用部分の延べ面積　：　　３００㎡

○特定用途への按分

$$\frac{\text{特定用途の延べ面積}}{\text{特定用途の延べ面積} + \text{非特定用途の延べ面積}} \times \text{共用部分の延べ面積}$$

$$\frac{1,700\text{㎡}}{1,700\text{㎡} + 2,000\text{㎡}} \times 300\text{㎡} = 138\text{㎡}$$（小数点以下を四捨五入します）

○非特定用途への按分

$$\frac{\text{非特定用途の延べ面積}}{\text{特定用途の延べ面積} + \text{非特定用途の延べ面積}} \times \text{共用部分の延べ面積}$$

$$\frac{2,000\text{㎡}}{1,700\text{㎡} + 2,000\text{㎡}} \times 300\text{㎡} = 162\text{㎡}$$（小数点以下を四捨五入します）

●按分後の延べ面積

特定用途の延べ面積　　１，７００㎡ ＋ １３８㎡ ＝ １，８３８㎡
非特定用途の延べ面積　２，０００㎡ ＋ １６２㎡ ＝ ２，１６２㎡

注―６ （条例第３条、別表関連）

（１）「特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が３，０００㎡を超える場合に条例が適用されます

（例―４）

①延べ面積が２，０００㎡の特定用途建築物

→延べ面積が２，０００㎡を超えないので条例の適用を受けません

②延べ面積が２，３００㎡の特定用途建築物

→延べ面積が２，０００㎡を超えるので条例の適用を受けます

（２）「非特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が３，０００㎡を超える場合に条例が適用されます

（例―５）

①延べ面積が２，８００㎡の非特定用途建築物

→延べ面積が３，０００㎡を超えないので条例の適用を受けます

②延べ面積が３，６００㎡の非特定用途建築物

→延べ面積が３，０００㎡を超えるので条例の適用を受けます

（３）「混合用途」の建築物を新築する場合（駐車施設の面積は除外されます）

※建築物の全部を特定用途に供する建築物と見なして計算します

※共用部分を有する建築物は、按分後の面積が対象となります

（例―６）

特定用途の延べ面積　：　１，８３８㎡

非特定用途の延べ面積　：　２，１６２㎡

↓

特定用途の延べ面積 ＋ 非特定用途の延べ面積 × ２/３

（条例第３条第３項の規定）

↓

１，８３８㎡＋２，１６２㎡×２/３＝３，２７９㎡（小数点以下を四捨五入します）

→延べ面積が４，０００㎡の混合用途建築物を延べ面積３，２７９㎡の特定用途建築物と見なします

計算後の延べ面積が２，０００㎡を超えるので条例の適用を受けます

５　建築物を新築する場合の附置台数の算定（条例第３条、別表関連）

・附置台数の算定は条例第３条の各項の規定及び別表により行います
・算定後の附置台数に小数点以下の端数があるときは切り上げるものとします

（１）「特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が２，０００㎡を超える部分の面積に対して、２００㎡ごとに１台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければなりません。

（例―７）

①　延べ面積が２，０５０㎡の特定用途建築物
（２，０５０㎡ － ２，０００㎡） ÷ ２００㎡/台 ＝ ０．２５台 ⇒ １台
・条例の規定による附置台数は１台となります

②　延べ面積が３，２５０㎡の特定用途建築物
（３，２５０㎡ － ２，０００㎡） ÷ ２００㎡/台 ＝ ６．２５台 ⇒ 7台

（２）「非特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が３，０００㎡を超える部分の面積に対して、２００㎡ごとに１台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければなりません。

（例―８）

①　延べ面積が３，０５０㎡の非特定用途建築物
（３，０５０㎡ － ３，０００㎡） ÷ ２００㎡/台 ＝ ０．２５台 ⇒ １台
・条例の規定による附置台数は１台となります。

②　延べ面積が４，５６０㎡の非特定用途建築物
（４，６５０㎡ － ３，０００㎡） ÷ ２００㎡/台 ＝ ８．２５台 ⇒ ９台
・条例の規定による附置台数は９台となります。

（３）「混合用途」の建築物を新築する場合

特定用途の延べ面積と非特定用途の延べ面積×２/３の合計の面積が、２，０００㎡を超える部分の面積に対して、２００㎡ごとに１台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければなりません。

（例―９）

・（例―３）に示した、延べ面積３，９００㎡の混合用途建築物の附置台数

特定用途の延べ面積　：１，７００㎡
非特定用途の延べ面積：２，０００㎡
共用部分の延べ面積　：　　３００㎡

①共用部分を按分すると、

特定用途の延べ面積　：　１，７００㎡ ＋ １３８㎡ ＝ １，８３８㎡
非特定用途の延べ面積　：　２，０００㎡ ＋ １６２㎡ ＝ ２，１６２㎡

②混合用途を特定用途と見なすと、

４，０００㎡（混合用途）　⇒　３，２７９㎡（特定用途）

③条例の規定による附置台数

（３，２７９㎡ － ２，０００㎡）÷ ２００㎡/台 ＝ ６．３９台⇒7台

６　駐車施設を附置する場所（条例第３条、第４条関連）

当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければなりません。

※当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設をふちすることが困難な場合には、「手引き」の２３頁をご覧ください。

7　建築物を新築する場合の駐車施設の規模（条例第５条関連）

・駐車施設の規模(条例第５条)では、駐車マスの幅と奥行きなどを規定しています。

特定用途建築物	混合用途建築物	非特定用途建築物
	※特定用途と見なします。	
□ 車いす利用者用の駐車マス：１台以上 □ 荷さばき用の駐車マス：１台以上 □ その他の駐車マス：標準の駐車マス		□車いす利用者用の駐車マス：１台以上 □その他の駐車マス：標準の駐車マス

・駐車施設の規模（１台当たり）

① 標準の駐車マス
- 幅：　２．３m以上
- 奥行き：５．０m以上

② 車いす利用者用の駐車マス
- 幅：　３．５m以上
- 奥行き：５．０m以上
- はり下の高さ：２．３m以上

③ 荷さばき用の駐車マス
- 幅：　３．０m以上
- 奥行き：７．７m以上
- はり下の高さ：３．２m以上

自動車が有効に出入できるものとしなければなりません。

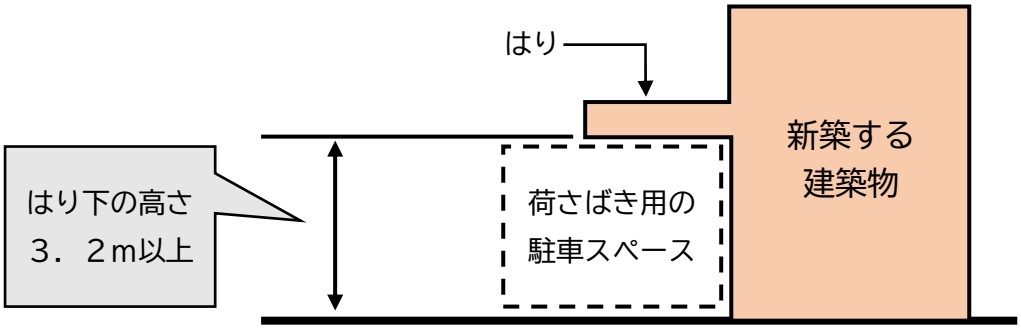

（１）「特定用途建築物」の駐車施設の規模

（例―１０）

（例-７）の②で示した特定用途建築物の駐車施設の規模

延べ面積が、３，２５０㎡の特定用途建築物

（３，２５０㎡ － ２，０００㎡）÷ ２００㎡/台 ＝ ６．２５台 ⇒ <u>７台</u>

・条例の規定による附置台数は、７台となります。

① 車いす利用者用の駐車マス

幅：	３．５ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ １台分 設置

② 荷さばき用の駐車マス

幅：	３．０ｍ以上
奥行き：	７．７ｍ以上
はり下の高さ：	３．０ｍ以上

→ １台分 設置

③ その他の駐車マス

幅：	２．３ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ １台分 設置

→ ７台分 設置

（例―１１）

（例-７）の①で示した特定用途建築物の駐車施設の規模

延べ面積が、３，２５０㎡の特定用途建築物

（２，１００㎡ － ２，０００㎡）÷ ２００㎡/台 ＝ ０．５台 ⇒ <u>１台</u>

・条例の規定による附置台数は、１台となります。

車いす利用者用の駐車マス

幅：	３．５ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ １台分 設置

※附置台数の算定の結果、附置台数が１台となる場合は、車いす利用者用の駐車マスを優先して設置して下さい。

（２）「混合用途建築物」の駐車施設の規模

（例―１２）

・（例-９）に示した、延べ面積４，０００㎡の混合用途建築物の附置台数

⇒ 条例の規定による附置台数は、６台となります。

① 車いす利用者用の駐車マス

幅：	３．５ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ １台分 設置

② 荷さばき用の駐車マス

幅：	３．０ｍ以上
奥行き：	７．７ｍ以上
はり下の高さ：	３．０ｍ以上

→ １台分 設置

③ その他の駐車マス

幅：	２．３ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ ４台分 設置

→ ６台分 設置

※附置台数の算定の結果、附置台数が１台となる場合は、車いす利用者用の駐車マスを優先して設置して下さい。

（３）「非特定用途建築物」の駐車施設の規模

（例―１３）

・（例―８）の②に示した、延べ面積４，６５０㎡の非特定用途建築物の附置台数

⇒ 条例の規定による附置台数は、９台となります。

① 車いす利用者用の駐車マス

幅：	３．５ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ １台分 設置

③ その他の駐車マス

幅：	２．３ｍ以上
奥行き：	５．０ｍ以上

→ ８台分 設置

→ ９台分 設置

※附置台数の算定の結果、附置台数が１台となる場合は、車いす利用者用の駐車マスを優先して設置して下さい。

８　建築物を増築する場合（条例第４条関連）

・建築物を増築する場合は、増築後の建築物を新築と見なして条例を適用します。

（例―１４）

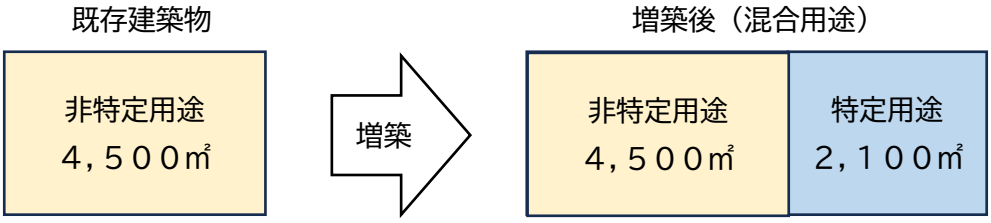

※　増築後の建築物を新築と見なして、Ｐ13 の「建築物を新築する場合」をご覧下さい。

９　建築物を用途変更する場合（条例第４条関連）

・建築物を用途変更する場合は、用途変更後の建築物を新築と見なして条例を適用します。

（例―１５）

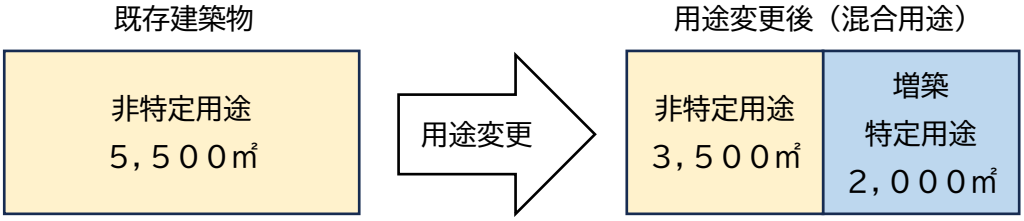

※　用途変更後の建築物を新築と見なして、Ｐ13 の「建築物を新築する場合」をご覧下さい。

１０　建築物を増築及び用途変更する場合（条例第４条関連）

・建築物を増築及び用途変更する場合は、増築及び用途変更後の建築物を新築と見なして条例を適用します。

（例―１６）

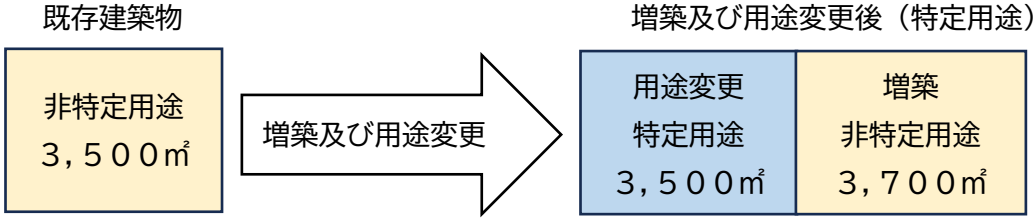

※　増築及び用途変更後の建築物を新築と見なして、Ｐ13 の「建築物を新築する場合」をご覧下さい。

１１　附置の特例

条例の第８条に駐車施設の附置の特例が規定されています。

当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することが困難な場合

↓

当該建築物の構造又は敷地の位置により、特にやむを得ない場合において、別の場所に駐車施設を設置するときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設置したものとみなします。

↓

この場合、事前に駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

（承認を受けた事項を変更する場合も、再度承認を受けなければなりません。）

（駐車施設の附置の特例）

第８条 第３条又は第４条の規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の位置により、特にやむを得ない場合において、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置するときは、第３条又は第４条の規定にかかわらず、当該建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

２ 前項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

※市長の承認を受ける場合の様式は、３０ページをご覧下さい。

１２　承認された駐車施設を廃止する場合

条例第８条で承認を受けた駐車施設を廃止する場合は、条例第９条に基づき廃止時の届出が必要となります。

・駐車場を附置すべき建築物が除却された場合

・駐車場を附置すべき建築物が特定用途から非特定用途へと用途変更し、附置台数の算定基準が変わり、建築物又は敷地内に必要附置台数を整備できるようになった場合

（例―１７）

・延べ面積５，０００㎡の特定用途の建築物が非特定用途になる場合

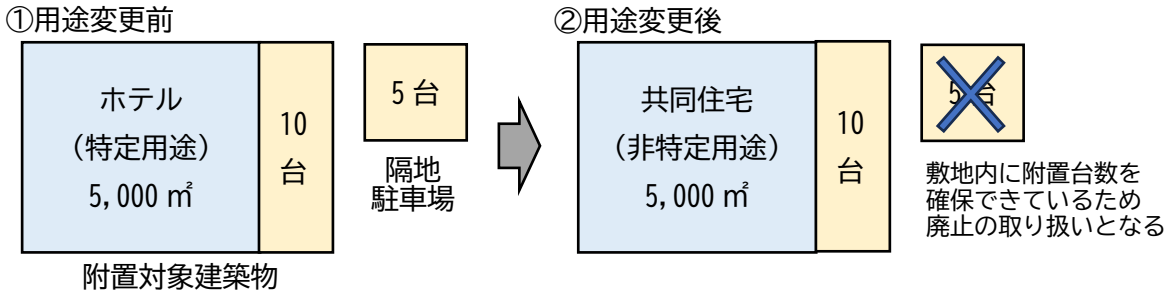

①用途変更前　（５，０００㎡ － ２，０００㎡）　÷　２００㎡/台　＝　１５台

②用途変更後　（５，０００㎡ － ３，０００㎡）　÷　２００㎡/台　＝　１０台

用途変更後は敷地内に附置台数を確保できているため、隔地駐車場の附置義務はなくなり廃止届出が必要となる。

・駐車場を附置すべき建築物の一部を除却するなど延べ面積に変更があり、建築物又は敷地内に必要附置台数を整備できるようになった場合

（廃止の届出）

第９条　前条第２項の規定により市長の承認を受けた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、その日から１０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

※承認を受けた駐車施設の廃止届出の様式は３２ページをご覧ください。

１３　駐車施設の管理

条例に基づき附置した駐車施設は、 常時適法な状態に維持管理しなければなりません。

（駐車施設の管理）
第１０条 第３条、第４条又は第８条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該施設の敷地、構造、設置及び規模について常時適法な状態に維持管理しなければならない。

１４　立入検査・措置命令

条例の第１１条及び第１２条に、立入検査及び措置命令について規定されています。

※詳しくは、「手引き」の２８ページをご覧下さい。

釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成１７年１０月１１日

釧路市条例第２１７号

（目的）

第１条　この条例は、駐車場法（昭和３２年法律第１０６号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（地区の指定）

第２条　法第２０条第２項の規定により条例で定める地区は、次に掲げる地区とする。

（１）駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域に接続する５００メートル以内の区域（以下「周辺地域」という。）内で市長が定める地区（以下「周辺地区」という。）

（２）周辺地域、駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内で自動車交通の地区的ふくそうの予想される地域内で市長が定める地区（以下「ふくそう地区」という。）

２　市長は、前項の規定により周辺地区又はふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第３条　駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域内において延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を除く。以下この項において同じ。）が３，０００平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に、延べ面積が３，０００平方メートルを超える部分の面積に対して、２００平方メートルごとに１台の割合で算定した駐車台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）を有する駐車施設を附置しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、別表アに掲げる地区又は地域において法第２０条第１項に規定する特定用途（共同住宅を除く。以下「特定用途」という。）に供する建築物でイに掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内にウにより算定した駐車台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）を有する駐車施設を附置しなければならない。

３　駐車場整備地区内、商業地域内又は近隣商業地域内において、特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）及び特定用途以外の用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）を有する建築物（以下「混合用途建築物」という。）は、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に３分の２を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

（建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置）

第４条　駐車場整備地区内、商業地域内、近隣商業地域内、周辺地区内又はふくそう地区内において建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるもののために法第２０条の２に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（駐車部分の規模）

第５条　前２条の規定により附置する駐車施設は、駐車部分の規模を駐車台数１台につき幅２．３メートル以上、奥行５メートル以上とし、自動車が有効に出入りできるものとしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前２条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、少なくとも１台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅３．５メートル以上、奥行５メートル以上、はり下の高さ２．３メートル以上としなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、前２条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、少なくとも１台分については、荷さばきのための駐車施設として、幅３メートル以上、奥行７．７メートル以上、はり下の高さ３．２メートル以上としなければならない。ただし、構造若しくは敷地の状態から市長がやむを得ないと認める建築物又は特定用途以外の用途に供する建築物については、この限りでない。

４　前３項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる駐車施設で市長が有効に駐車できると認めたものについては、前３項の規定によらないことができる。

（適用の除外）

第６条　次の各号のいずれかに該当する建築物については、第３条及び第４条の規定は適用しない。

（１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条に規定する仮設建築物

（２）この条例施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区若しくはふくそう地区に指定された日から起算して６か月以内に工事に着手する建築物

（３）駐車場整備地区内、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定部分が公共の用に供されることになる混合用途建築物の新築、増築又は用途変更で市長が交通の安全上特に支障がないと認めたもの

（４）義務教育施設の用途に供する建築物

（建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置）

第７条　建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区若しくはふくそう地区又はこれら以外の地域の２以上にわたる場合においては、その敷地の地区及び地域別の面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分の属する地区又は地域にその敷地があるものとみなして第３条又は第４条の規定を適用する。

（駐車施設の附置の特例）

第８条　第３条又は第４条の規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の位置により、特にやむを得ない場合において、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置するときは、第３条又は第４条の規定にかかわらず、当該建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

２　前項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（廃止の届出）

第９条　前条第２項の規定により市長の承認を受けた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、その日から１０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（駐車施設の管理）

第１０条　第３条、第４条又は第８条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該施設の敷地、構造、設置及び規模について常時適法な状態に維持管理しなければならない。

（立入検査）

第１１条　市長は、この条例を施行するため必要な限度において建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設又は駐車施設を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（措置命令）

第１２条　市長は、第３条、第４条又は第８条の規定に違反した者及び第５条の規定に適合しない駐車施設を設けた者に対し、相当の猶予期間をつけて、駐車施設の附置又は設置、改善、使用制限、使用禁止その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

２　市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめその措置を命じようとする者に対し、弁明のため自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

３　第１項の規定による命令は、その命じようとする措置、理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年１０月１１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４７年釧路市条例第３７号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２３年３月１８日条例第１８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から起算して６か月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例による改正後の釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（令和８年４月１日条例第１２号）

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から起算して６か月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した場合における改正後の第５条第２項及び第３項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

別表（第３条関係）

ア　地域・地区	イ　建築物の規模	ウ　駐車施設の規模
駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域	特定部分の延べ面積（屋外観覧席の面積を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。以下同じ。）が２，０００平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が２，０００平方メートルを超える部分の面積に対して、２００平方メートルごとに１台
周辺地区又はふくそう地区	本表上欄中「２，０００平方メートル」とあるのを「３，０００平方メートル」と、「２００平方メートル」とあるのを「３００平方メートル」と読み替えて、本表を適用する。	

駐車施設承認（変更）申請書

年　　月　　日

釧路市長　様

設置者　　住 所
（管理者）　氏 名

釧路市建築物における駐車施設の附置に関する条例第８条第２項の規定に基づき駐車施設の設置（変更）の承認を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="9">駐車施設を附置すべき建築物</td><td colspan="2">所　在　地</td><td colspan="6">釧路市　　丁目　　番　（駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の種別</td><td colspan="6">１．新 築　　２．増 築　　３．用途変更</td></tr>
<tr><td rowspan="5">用途および規模</td><td>特定用途</td><td colspan="5">劇場、映画館、演芸場、観覧用、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、ボーリング場、体育館、百貨店その他店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、遊技場</td><td>非特定用途
１．住　宅
２．その他</td></tr>
<tr><td></td><td>特定部分</td><td>非特定部分</td><td>供用部分</td><td>駐車施設</td><td>合　計</td></tr>
<tr><td>新増用変</td><td>A.　㎡</td><td>B.　㎡</td><td>C.　㎡</td><td>D.　㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>既存</td><td>F.　㎡</td><td>G.　㎡</td><td>H.　㎡</td><td>I.　㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車施設を附置できない理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">駐車施設</td><td colspan="2">附置対象地外設置場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">上記建築物の敷地からの距離</td><td>m</td></tr>
<tr><td colspan="3">自己所有以外の場合の使用承諾者</td><td colspan="4">住 所
氏 名</td></tr>
<tr><td rowspan="6">規模</td><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="2">駐車施設面積</td><td colspan="2">台　　数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地</td><td>建 築 物 内</td><td colspan="2">㎡</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td>建 築 物 外</td><td colspan="2">㎡</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="2">附置対象敷地外の設置場所</td><td colspan="2">㎡</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td colspan="2">㎡</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="4">条例による駐車台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
</table>

注）１．使用承諾者の欄に関し、権利関係を証するために使用承諾書もしくは賃貸契約書等を添付すること。

２．承認変更申請の場合にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

釧 都 計 第　　号
年　　月　　日

様

釧路市長

駐 車 施 設 の 承 認 に つ い て （ 通 知 ）

釧路市建築物における駐車施設の附置に関する条例第８条第２項の規定に基づき、申請のありました駐車施設の設置（変更）について、下記のとおり承認します。

<table>
<tr><td colspan="2">駐車施設を附置すべき建築物の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">駐車施設</td><td>附置対象敷地外設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">規　　模</td><td colspan="2">区　　分</td><td>駐車施設面積</td><td>台　数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地内</td><td>建築物内</td><td>㎡</td><td>台</td></tr>
<tr><td>建築物外</td><td>㎡</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">附置対象敷地外の設置場所</td><td>㎡</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>㎡</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="6">承認の条件</td></tr>
</table>

※上記（附置対象敷地外設置）の駐車施設を変更する場合には、「駐車施設承認（変更）申請書」を提出し、承認を受けてください。

年　月　日

釧路市長　あて

設置者　　住所
（管理者）　氏名

附 置 対 象 敷 地 外 駐 車 施 設 廃 止 届 出 書

釧路市建築物における駐車施設の附置に関する条例第８条第２項の規定に基づき、承認を受けた駐車施設を廃止したので、同条例第９条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

駐車施設を附置すべき 建築物の所在地	
附置対象敷地外駐車施設 設置場所	
廃　　止　　日	